

平成31(2019)年4月から役場の組織を一部変更します

平成31(2019)年4月から、役場の組織の一部が変更となります。各課等の主な業務内容は以下のとおりとなります。

総務課	総務人事係	56-9116	人事、給与、条例等審査、選挙など
	秘書係	56-9113	町長スケジュール調整、表彰など
	管財係	56-9114	庁舎の管理、公用車の貸出など
	防災係	56-9115	消防団、自主防災組織など
企画課	総合政策係	56-9118	町の政策調整、総合計画など
	財政係	56-9119	財政全般、基金(町の貯金)の管理など
	情報広報係	56-9117	広報紙発行、ホームページ管理、統計など
税務課	納税係	56-9121	町税の徴収、軽自動車税など
	住民税係	56-9122	町民税、国保税、介護保険料など
	資産税係	56-9123	固定資産税、都市計画税など
住民課	総合窓口係	56-9125	戸籍の届出、各種証明の発行など
	国保年金係	56-9134	国民健康保険、国民年金など
地域生活課	生活係	56-9129	コミュニティ、自治会、交通、防犯など
	環境係	56-9131	ごみの収集、狂犬病予防、環境衛生など
健康福祉課	福祉人権係	56-9128	社会福祉、障がい者福祉、人権など
	高齢者支援係	56-9102	高齢者福祉、介護保険など
	成人健康係	56-9133	特定健診、がん検診、健康教室など
子ども家庭課	子育て係	56-9130	保育所、学童クラブ、児童手当など
	相談支援係	56-9137	児童虐待・DV相談、子育て支援センターなど
	母子健康係	56-9132	乳幼児健診、予防接種、児童医療費助成など
農政課	農村振興係	56-9136	農業振興地域の整備、農業の担い手育成など
	農産園芸係	56-9138	農産物・畜産の振興、有害鳥獣など
商工課	商工振興係	56-9150	商工業の振興、観光など
	産業団地整備係	56-9141	産業団地整備、企業誘致など
都市建設課	管理係	56-9146	道路の管理、公園、建築確認など
	整備係	56-9147	道路、橋梁工事など
	都市計画係	56-9140	開発行為、屋外広告物、地区計画など
建築課	建築係	56-9148	町有建築物の工事など
	住宅係	56-9145	町営住宅、空き家対策など
上下水道課	上水道業務係	56-9168	水道料金、水道の開栓・休止など
	上水道工務係	56-9169	水道施設の整備・維持管理など
	下水道業務係	56-9167	下水道使用料、浄化槽など
	下水道工務係	56-9144	下水道等施設の整備・維持管理など
会計課	会計係	56-9164	町税等の収納など
議会事務局	総務係	56-9162	議会・監査委員に係る事務など
教育総務課	学校教育係	56-9156	児童生徒の入学転学・就学指導など
	庶務管理係	56-9157	教育施設及び学校財産の管理など
	給食センター	55-1670	学校給食の提供など
	小・中学校		
生涯学習課	生涯学習係	56-9159	文化振興、男女共同参画、人権教育など
	スポーツ係	56-9170	スポーツの振興、学校開放など
	国体準備係	56-9174	第77回国民体育大会(2022年開催)の準備
	中央公民館	56-3510	各種教室の開催、会議室貸出など
農業委員会事務局	庶務農地係	56-9166	農地の転用・賃貸借など

▶問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 ☎569113

上三川町空家等対策計画 (案)に関するパブリックコ メントを実施します

町では空家等対策に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全と安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目指しています。空家等の適切な管理や利活用の促進等のさまざまな施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆様からのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方をつけて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

▼公表する資料Ⅱ上三川町空家等対策計画(案)Ⅰ
▼資料閲覧期間・意見募集期間Ⅱ2月4日(月)〜3月5日(火)

▼資料の閲覧方法Ⅱ町ホームページのほか、役場町民ホール、中央公民館、建築課窓口にてご覧いただけます。

▼意見等を提出できる方Ⅱ町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を有する個人または法人

▼意見の提出方法Ⅱ意見等提出に係る詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭・電話では受付できません。

▼問い合わせ先Ⅱ
建築課 計画係 ☎(56)9145

空き家の適切な管理を！

『上三川町特定空家等判断基準』

町では、町内に所在する管理不適切な空き家について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する「特定空家等(※)」に認定するため、国が示すガイドラインを基に、『上三川町特定空家等判断基準』を策定しました。今後は、著しく周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等について現地調査に基づき検討し、上三川町空家等対策協議会の意見を踏まえ、「特定空家等」に認定します。

(※)所有者に必要な措置を行うよう指導、勧告、命令を行い、最終的に代執行を行うことができる空き家。

●主な認定基準

- ・そのまま放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となる恐れのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

●特定空き家に認定された場合

- ①助言・指導：所有者等自らが改善するように促します。
- ↓
- ②勧告：必要な措置をとるように促します。
- ↓
- ③命令：必要な措置を命令します。(命令に違反した場合、罰則が適用されます)
- ↓
- ④代執行：行政が解体等の措置を行います。

※代執行に要した費用は、所有者に対して請求いたします。
同基準の全文は、町ホームページからご覧いただけます。

▶問い合わせ先＝建築課 計画係 ☎(56)9145



～エコベアラーの安心一貫施工～ 丸宇興業株式会社



上三川町上郷1927
栃木県知事許可(般-27)
第23313号

ECOベアラー事業部 いろよくまんてん
☎ 0120 164910点

NISSAN INTELLIGENT MOBILITY

日産リーフ

NISSAN 栃木日産上三川店 ☎ 0285-56-7723